

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら夫婦について、別々の場所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。

1585

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目（以下の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

(1) 申立人X1 日常生活阻害慰謝料（加算増額分） 51万円

期間 平成23年4月から平成24年8月まで

(2) 申立人X2 日常生活阻害慰謝料（加算増額分） 51万円

期間 平成23年4月から平成24年8月まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）に対する和解金として、合計金102万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年8月6日

(仲介委員 國重 慎二)